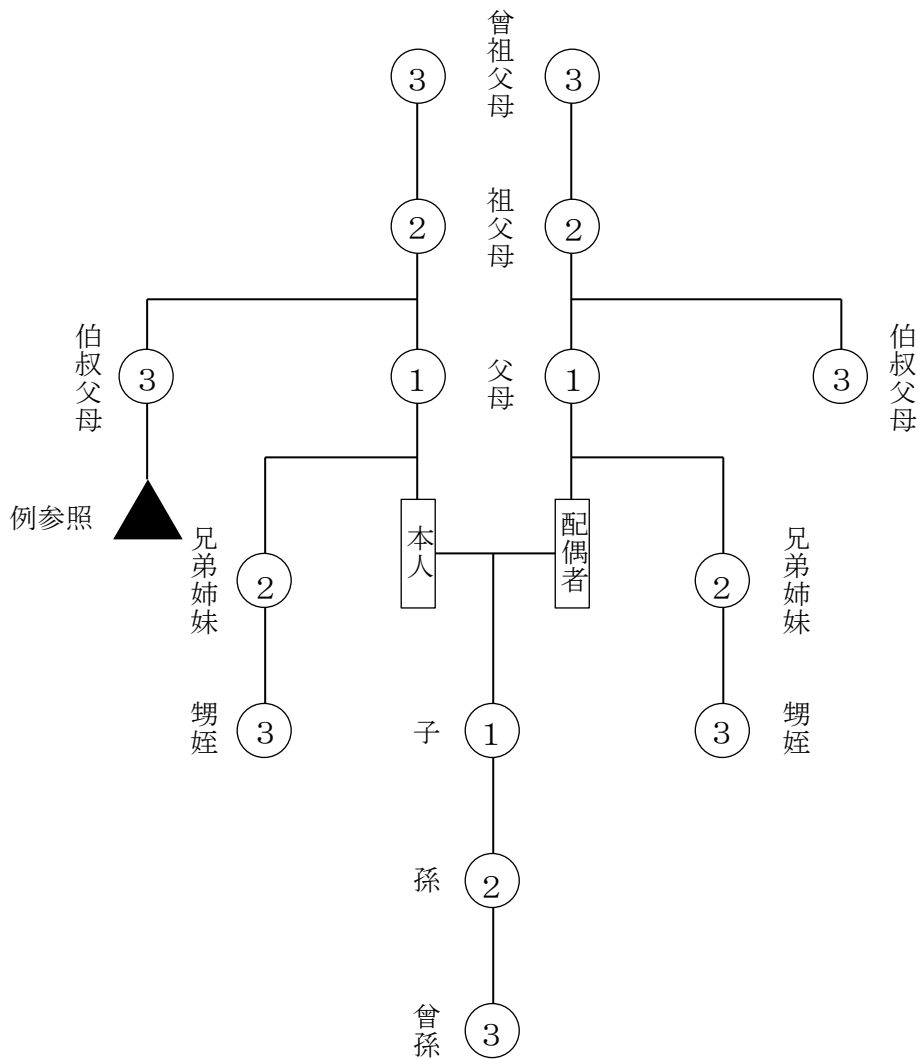


NPO 法人の「3親等以内の親族」規制



※上記親等にはそれぞれその配偶者も同順位に含まれます。

役員が6人未満 … 本人が役員の場合、3親等以内の親族は役員になれません。

役員が6人以上 … 本人が役員の場合、3親等以内の親族は1人だけ役員になれます。

(例) 役員が6人以上で、本人と父が役員の場合

本人から見て▲は4親等なので、「3親等以内に3人」にはなりません。父から見ると子(本人)と▲(甥姪)で「3親等以内に3人」となるため、この3人が同時に役員となることはできません。